

新潟食料農業大学サポーターズクラブ会則

(名称)

第1条 本会は新潟食料農業大学サポーターズクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、新潟食料農業大学（以下、「本学」という。）の研究・教育事業を援助し、
本学の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を本学内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学の研究・教育事業の後援
- (2) その他、本会の目的の達成に関すること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員
- (2) 団体会員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 理事 | 若干人 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度（会計年度）のうち、最終のものに関する総会の締結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は無報酬とする。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (2) 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会の事業運営にあたる。

(職員)

第9条 本会の事務を処理するため、書記を置く。

2 書記は、会員の中から会長が委嘱する。

3 書記は、会長の命を受けて庶務及び会計の事務を処理する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する

2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、年度始めに次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 役員の選出に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) 本会の事業に関すること。

4 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任することができる。

5 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて開催する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 会員は以下に定める年会費を1口以上納入しなければならない。

(1) 法人会員 50,000円(1口)

(2) 団体会員 50,000円(1口)

(会員資格)

第13条 入会申込書を提出し、年会費を納入した者が会員としての資格を有する者とする。

2 会員資格の有効期間は、会員資格を満たした日から1年間とする。

(退会)

第14条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第16条 本会の事務は、社会連携推進課において処理する。

附 則

この会則は、令和7年1月15日から施行する。